大個審答申第184号

令和５年12月26日

大阪市長　横山　英幸　様

大阪市個人情報保護審議会

会長代行　野呂　充

答申書

　大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和５年大阪市条例第５号）附則第３項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前の大阪市個人情報保護条例（平成７年大阪市条例第11号。以下「旧条例」という。）第45条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和３年３月16日付け大総務監第39号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第１　審議会の結論

　実施機関が、平成29年10月27日付け大総務監第44号により行った開示請求拒否決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、不適法なものであるので、実施機関は、却下すべきである。

第２　審査請求に至る経過

　１　開示請求

審査請求人は平成29年10月13日、旧条例第17条第１項に基づき、実施機関に対し「自家用車を請求人が所有していたと判断した証拠となる車検証、納税証明証、ローン会社、ローンの支払い額」の開示を求める請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件決定

　　　実施機関は、本件請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになるため、旧条例第23条第２項に基づき、理由を次のとおり付して、平成29年10月27日付け大総務監第44号により開示請求拒否決定（以下、「本件決定」という。）を行った。

記

公益通報の調査資料中の資料の有無を答えると、調査の着眼点、範囲及び手法の一端が外部に開示され、結果として、公益通報に係る情報収集及び調査等において問題の発覚を免れるための措置を講じることが容易になるおそれがあるなど、公益通報の処理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旧条例第19条第６号の非開示情報を開示することとなるため、旧条例第22条の規定により、本件開示請求を拒否する。

　３　審査請求

審査請求人は、平成31年４月24日に本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第３　審査請求人の主張

　　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

　１　請求の趣旨について

　　　「自家用車を請求人が所有していたと判断した証拠となる車検証、納税証明証、ローン会社、ローンの支払い額」の開示を求める。

　２　教示の有無について

　　　無（出してくれとは言われたが期限の話はなし）

　３　審査請求の期限について

すでに提出済みであるが、大阪市が紛失しているため、期限内にすでに審査請求済みである。

第４　実施機関の主張

　　実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

１　審査請求人の主張について

審査請求人は不服申立てをすることができる期間についての教示がされていない旨を主張しているものと考えられるが、本件決定を行った総務局監察部監察課（以下「監察課」という。）において保管されている決裁文書における通知書案及び審査請求人に送付した本件決定通知書の写しには不服申立てをすることができる期間を含む行服法第82条第１項所定の事項が記載されているため、教示が適正に行われているところである。

２　本件審査請求が審査請求期間の経過後に行われていることについて

審査請求人は、審査請求人が本件審査請求を行う前に行ったとする審査請求の審査請求書（以下「旧審査請求書」という。）を実施機関が紛失したことが、本件審査請求が審査請求期間を経過した後に行われたことについての行服法第18条第１項ただし書及び第２項ただし書に定める「正当な理由」に当たると主張しているものと解される。

実施機関では、本件審査請求の審査請求書には、審査請求人が具体的にどこに旧審査請求書を提出したのかといった具体的な内容が記載されておらず、また、実施機関の補助組織の収受印が押印された旧審査請求書の写しなど、実施機関において旧審査請求書を受領したことをうかがわせる資料も添付されていないので、一定の限界があるものの、本件決定を行った監察課において、本件決定が行われた平成29年当時の事務担当者を含む関係職員に対し確認を行ったが、監察課において審査請求人から直接旧審査請求書を受領した事実は確認できなかった。

また、総務局行政部行政課情報公開グループ（以下「情報公開グループ」という。）では、条例の規定により実施機関が行った決定に対する審査請求が行われた場合に審査請求書の写しを保管することとしていることから、情報公開グループにおいても旧審査請求書の写しの保管の有無を確認したが存在しなかったところである。

第５　審議会の判断

　１　本件審査請求に係る審査請求人の主張について

本件審査請求については、教示の有無及び審査請求の期限に関する主張において、複数の解釈が可能であるため、審議会から審査請求人に確認したところ、以下の(ｱ)から(ｴ)の内容を主張しているとのことであった。

1. 本件決定に対しては、本件審査請求に先立ち、審査請求期限内に先行審査請求を行っているが、先行審査請求に対する審理が行われていないため、先行審査請求に対する審理を求める。
2. 先行審査請求に対する審理が行われていないため、本件審査請求において、先行審査請求に対する不作為について審査請求を行う。
3. 本件審査請求は審査請求期間を経過しているが、先行審査請求の審査請求書を大阪市が紛失したものであるから、正当な理由がある。
4. 本件審査請求は審査請求期間を経過しているが、本件決定は教示が行われていないため、正当な理由がある。

　また、上記主張を裏付けるものの有無について、審議会から審査請求人に確認したところ、提出済みのものであり、また、古い出来事なので、改めての提出はできないという旨の回答であった。

　審議会では以下、上記主張について検討を行う。

２　先行審査請求の有無について

審査請求人の上記１(ｱ)の主張によると、本件審査請求は先行審査請求に対する審理を求める趣旨があるとのことである。一方、実施機関は先行審査請求の審査請求書を受領していないと主張している。そのため、先行審査請求の有無について検討を行う。

審査請求書が期限内に提出済みであると審査請求人は主張するが、それを裏付けるものはない。

なお、実施機関に審査請求書が提出された際の事務処理及びこれを前提とした先行審査請求の審査請求書が提出されたことを証する書面の有無を確認すると、以下のとおりである。

・情報公開グループに審査請求書の提出があった場合は、スキャンしたデータを保管した上で原本を担当部署に送付しており、また、担当部署に審査請求書の提出があった場合は、情報公開グループへ審査請求があった旨の報告を行っている。

・本件では、情報公開グループ及び監察課において審査請求人から直接旧審査請求書を受領した事実は確認できず、また、念のため旧審査請求書の写しの保管の有無を確認したが存在しなかった。

・平成29年当時在籍していた情報公開グループや監察課の職員で、審査請求書を受け付ける可能性のある者に聞き取りを行ったものの、当該審査請求を受け付けた者はいなかった。

実施機関より受けた上記の説明を踏まえると、旧審査請求書が受け付けられていないという点について、それを覆す事情をうかがうことはできない。

以上のとおりであるから、審議会としては先行審査請求があったものと認められない。

３　不作為の審査請求について

審査請求人の上記１(ｲ)の主張によると、本件審査請求は先行審査請求に対する審理が行われていないという不作為についての審査請求をその内容に含むとのことである。

しかし、先行審査請求に対する裁決は行服法に基づく処分に該当し、裁決の不作為についての審査請求は、同法第７条第１項第12号の適用除外に該当するため、不適法なものである。

４　正当な理由について

審査請求人の上記１(ｳ)及び(ｴ)の主張によると、本件審査請求は審査請求期間を経過していることについて、正当な理由があるとのことである。

行服法では、第18条第１項で「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して３月…を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

　実施機関に審査請求人が提出した審査請求書を審議会が見分したところ、本件審査請求は、審査請求人が本件決定があったことを知った日として審査請求書に記述した日（平成29年10月28日）の翌日から３月を超過しており、行服法で定められている審査請求期間を経過している。そのため、「正当な理由」がない限り、本件審査請求は不適法なものとして却下されるべきものである。

この点について、上記１(ｳ)の主張については、実施機関が先行審査請求の審査請求書を大阪市が紛失したことをもって「正当な理由」があると主張するものであるが、上記２のとおり先行審査請求があったものと認められない。また、上記１(ｴ)の主張については、本件決定の際に審査請求に係る教示がなかったことをもって「正当な理由」があると主張するものであるが、審議会において実施機関が本件決定の際の決裁文書及び実施機関に保管されていた決定通知書の控えを見分したところ、教示文の記載があり、適法に教示が行われていたものと認められる。

以上のとおりであるから、審査請求人の上記主張はいずれもその前提を欠いている。

５　本件審査請求について

本件審査請求は、上記２から４までのとおり、不適法なものであるものと判断する。

６　その他

審査請求人は、口頭意見陳述において、公益通報に係る情報収集及び調査が正しく行われておらず、また公益通報に係る資料を実施機関は隠蔽している旨を主張するが、本件審査請求が適法であるかの判断の要素でないことから、審議会の上記判断を左右するものではない。

７　結論

したがって、第１記載のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

　　委員　野呂　充、委員　小林　邦子、委員　篠原　永明、委員　矢口　智春

（参考）調査審議の経過　令和２年度諮問受理第190号

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 経　過 |
| 令和３年３月16日 | 諮問書の受理 |
| 令和３年３月30日 | 実施機関から意見書の収受 |
| 令和４年11月17日 | 調査審議 |
| 令和４年12月14日 | 調査審議 |
| 令和５年１月16日 | 調査審議 |
| 令和５年２月９日 | 調査審議 |
| 令和５年３月２日 | 調査審議 |
| 令和５年３月29日 | 調査審議 |
| 令和５年７月10日 | 調査審議 |
| 令和５年８月10日 | 調査審議（審査請求人口頭意見陳述） |
| 令和５年９月４日 | 調査審議 |
| 令和５年12月26日 | 答申 |